

## 工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について（案）

平成 28 年 11 月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

### 1. 開催の背景・趣旨

資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければならない。こうしたエネルギー基本計画の考え方を踏まえ、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に、長期エネルギー需給見通し小委員会が設置され、現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造の将来像(エネルギーミックス)についての検討が行われた。

平成 27 年 7 月に策定されたエネルギーミックスにおいては、省エネルギーは石油危機後並の効率改善(エネルギー効率を 35%程度改善)を実現し、原油換算で 5,030 万 kl 程度の省エネルギーを達成するという野心的な目標が示された。同年 8 月には目標達成に向けて、省エネルギー小委員会において「総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会 取りまとめ」が取りまとめられたところである。

また、平成 27 年 11 月の「未来投資に向けた官民対話」における「製造業向けの産業トップランナー制度(ベンチマーク制度)を、本年度中に業務部門へ拡大し、3 年以内に全産業のエネルギー消費の 7 割に拡大する。」との総理指示を受け、ベンチマーク制度の対象業種拡大をはじめ、徹底的な省エネルギーの推進に向けた具体的施策が日本再興戦略にも位置付けられている。

これらの状況を踏まえ、エネルギーミックスにおける省エネルギー目標を達成するために必要となる工場等判断基準に係る所要の制度設計を審議するため、昨年度に引き続き工場等判断基準ワーキンググループを開催する。

### 2. 審議事項

本ワーキンググループにおいては、特に早期に所要の措置を講じる必要がある以下の事項について審議する。

**(1) 業務部門のベンチマーク対象業種の拡大【告示事項】**

業務部門におけるベンチマーク制度は、昨年、コンビニエンスストアについて本ワーキンググループで審議を行い、本年4月より制度開始したところ。

今年度は現在検討を進めている、ホテル、スーパー、百貨店、貸事務所、ショッピングセンターのうち、年度内に合意が得られた業種について告示化に向けて審議を行う。

**(2) 『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準』の改正【告示事項】**

以下の項目について、工場等判断基準の改正の審議を行う。

『建築物判断基準』の引用部分(16箇所)

ボイラー設備の廃熱回収率

照明の新設に当たっての措置の規定の表現

**(3) 『特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針』への項目追加【告示事項】**

中長期的な計画の作成のための指針に、「モデルベース開発」等を対象として、省エネに資する設備等の導入を検討対象に追加することについて審議を行う。

<参考> パルプ製造業及び紙製造業に係る中長期計画の作成における検討対象(工場等判断基準の目標及び措置部分の実現に資する設備等)の具体例

工程	設備区分	具体的内容
パルプ化工程(クラフトパルプ(KP))	燃焼設備	1. キルン自動燃焼制御装置 2. 排ガス酸素濃度管理(高度空気比制御装置、燃焼管理・診断システム) 3. 高効率バーナ